

仙塩広域都市計画区域区分の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

仙塩広域都市計画区域区分の変更

(宮城県決定)

- 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり」区域区分を変更する

2 人口フレーム

年次 区分	平成27年 (基準年)	令和7年 (目標年)
都市計画区域人口	1,462千人	1,453千人
市街化区域人口	1,395千人	1,404千人
配分する人口	—	1,400千人
保留する人口	—	4千人
(特定保留)	—	1千人
(一般保留)	—	3千人

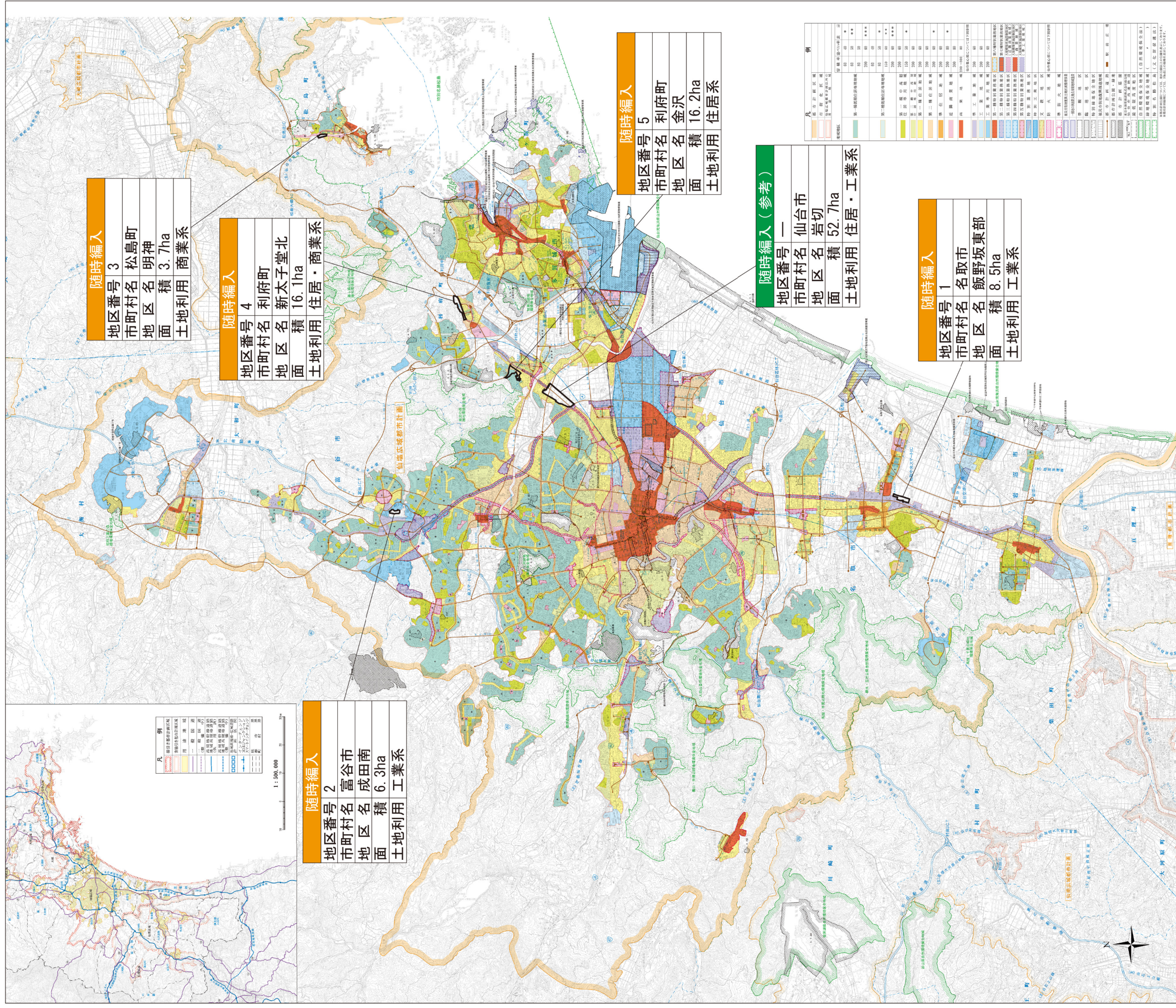
3 変更の理由

都市計画法第6条の2の規定により定める「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下、「方針」という。)においては、事業の確実性等が得られた段階で市街化区域に編入していく地区を、市街化区域編入予定地区として位置づけている。

平成30年5月に都市計画決定した同方針の市街化区域編入予定地区のうち、名取市の飯野坂東部地区、富谷市の成田南地区、松島町の明神地区、利府町の新太子堂北地区及び金沢地区の5地区について、その位置及び規模が確定し、土地区画整理事業等の確実性が得られたことから、良好な市街地形成を図るため、市街化区域に編入するものである。

仙塩広域都市計画
区域区分の変更
(名取市、富谷市、
松島町、利府町)

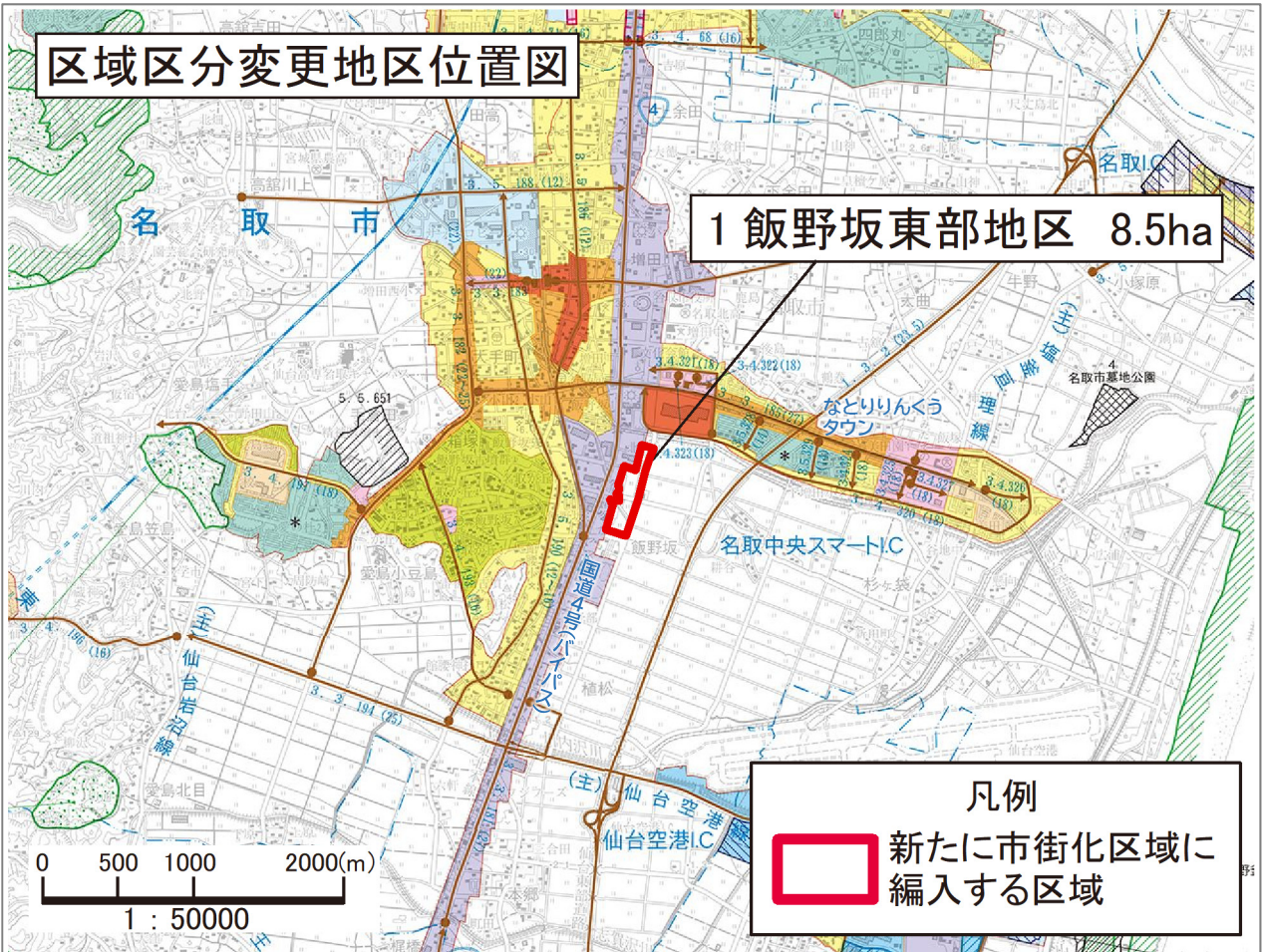
総括図



1:50,000



区域区分変更地区位置図



区域区分変更地区位置図

